

会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び年会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、入会金の納入を要しない。

(年会費)

第3条 会員は、次の会費（年額）又は賛助会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 9万6000円以上（一口9万6000円、一口以上）

賛助会員 4万8000円以上（一口4万8000円、一口以上）

2 同一の正会員から複数の理事が選任される場合には、当該正会員は、理事の任期中、その員数分の口数の会費の納入を要する。

3 第1項の会費は、諸般の状況を勘案のうえ、社員総会決議によりこれを変更することができる。

(会費の納期等)

第4条 新規に入会した会員は、初回の会費納付については、入会日の属する月の初日から入会日の属する事業年度の末日までの期間に相当する月割り計算された会費を、入会日の属する月の翌月末日限り、納付しなければならない。

2 前2項に定める以降の会費納付については、会費年額の全額を、各年5月末日限り、納付しなければならない。

3 会員が事業年度の途中で退会した場合であっても、第1項の計算に変更はないものとする。ただし、特段の事情がある場合には、代表理事の判断により別途の対応をすることができる。

4 本条に定める会費納付に際し、振込手数料は、会員の負担とする。

(特別の会費)

第5条 会員は、本規程に定めるほか、特別の支出を要するものとして、社員総会にて決議した場合には、当該特別会費を納付しなければならない。

(会費の減免)

第6条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、理事会が特段の事情があると判断した場合、個別に会費の全部又は一部を減免することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年9月12日から施行する。
2. この規程の一部を変更し、平成30年6月15日から変更実施する。
3. この規程の一部を変更し、令和2年6月16日から変更実施する。
4. この規程の一部を変更し、令和7年6月17日から変更実施する。